

国際チャートパートナーホットライン（お取引先様通報制度）

通報いただく前のご注意

通報いただく前に、必ずお読みください。

「国際チャートパートナーホットライン（お取引先様通報制度）」は、当社の関係者が、調達等の取引と関連して、法令、行動基準、調達方針、取引契約、企業倫理等に違反（コンプライアンス違反）した場合、又はその疑いがある場合、その旨を当社にお知らせいただき、当社として自らそのような状態を正そうという目的で設定したものです。

調達等の取引に関連して、当社の関係者がコンプライアンス違反をした場合、又はその疑いがある場合、「国際チャートパートナーホットライン」により通報願います。なお、これらと関係のない事項（個人への誹謗・中傷等）についての通報はご遠慮願います。通報いただきました事項につきましては、事実確認、調査等を行ったうえ、原則として、通報した方に結果等をご連絡いたします（コンプライアンス違反と関係のない事項に係る通報に関しましてはご連絡しない場合があります。）。

通報した方の個人情報、ご本人の承諾を得ない限り、調査担当者以外の者に開示することはありません。また、通報した方の個人情報は、ご本人の承諾のない限り、ご本人へのお問い合わせ、返信以外には利用いたしません。

通報内容につきましては慎重に取り扱い、事実確認、調査等のために必要最小限の範囲でしか調査担当者以外の者には開示いたしません。また、事実確認、調査等を通じて、調査担当部署以外の者に、通報した方が特定されることがないように配慮いたします。

通報したことを理由として、当社が通報した方及びその勤務先を不利益に取り扱うことはありません。

2011年12月

国際チャート株式会社